

第 9 回 知 多 市 教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

平 成 2 7 年 8 月 7 日

知 多 市 教 育 委 員 会

## 第 9 回 知 多 市 教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

招 集 年 月 日	平成 2 7 年 8 月 7 日		
招 集 場 所	知多市役所 2 階教育委員会室		
開 会	午前 9 時 3 1 分		
閉 会	午前 1 1 時 1 9 分		
出 席 委 員	委員長	岩見田	健
	委員長職務代理者	平 松	鋼 一
		石 井	文 廣
		深 谷	尚 義
		竹 内	聰 一
	教育長	小 宮	克 裕
出席した職員	教育部長	松 井	禎 司
	生涯学習課長	柴 山	利 之
	生涯スポーツ課長	堀之内	康
	子ども若者支援課長	松 井	みゆき
	学校教育課長	勝 崎	当 仁
	指導主事	澤 田	広 彰
		阿 部	剛 士
	事務局学校教育課	森	真 哉
		木 村	圭 吾
傍 聴 者	なし		
議 題	議案第 2 6 号 平成 2 6 年度知多市教育委員会活動の点検及び評価について（協議）		
	議案第 2 7 号 平成 2 8 年度小学校新入学児童に係る通学距離による就学校の変更の受入児童数の範囲について（協議）		
そ の 他	(1) 生涯学習アドバイザー（社会教育委員）制度の見直しについて（報告）		
	(2) 平成 2 7 年度学校給食残菜率（1 学期）について（報告）		
	(3) 平成 2 7 年 7 月準要保護者等の認定状況について（報告）		
	(4) 教育委員会後援事業について（報告）		

- 1 開 会 出席委員 6 人  
第 6 回知多市教育委員会定例会を開会する。
- 2 前回会議録の承認について 第 7 回定例会会議録は、委員全員の賛成により承認された。  
署名委員 竹内委員、平松委員  
第 8 回臨時会会議録は、委員全員の賛成により承認された。  
署名委員 平松委員、石井委員  
第 9 回定例会会議録署名委員の指名  
石井委員、深谷委員
- 3 委員長報告 前回定例会以降の内容を別紙委員長報告により説明した。
- 4 教育長報告 前回定例会以降の内容を別紙教育長報告により説明した。

## 5 議 題

### (1) 議案第 26 号 平成 26 年度知多市教育委員会活動の点検及び評価について（協議）

#### (説明) 勝崎学校教育課長

点検及び評価については、継続して審議してきましたが、7月24日に開催しました外部評価委員会議では、記載内容に関する修正箇所はありませんでしたので、7月の定例会でお示した資料と同じものです。

Vの点検及び評価に関する検討経過では、点検評価に関する、これまでの検討経過を記載しました。

次のVI、学識経験者（外部評価委員）の意見では、外部評価委員の意見として、1点目では、知多市のめざす教育に関わる取り組みの全般にわたり、方針や目標が明確に共有され、成果をあげている、と評価されました。また、昨年度の点検及び評価で話題になった項目の成果を受けて、今年度の事業に反映させて効果を出したことも評価されました。

2点目では、学校教育の充実のために、全市一丸となって魅力ある学校づくりに取り組んでおり、教員の資質向上が図られていることは大いに評価でき、今後も継続されるように評価をされました。また、若手教員の授業力向上について、若手教員自らが取り組むと共にその力を引き出す取り組みも行うよう求められました。

3点目では、小学校の2分の1成人式や中学校の職場体験学習は、体系的なキャリア教育を目指して取組まれており、小中連携の中で効果を発揮していることが評価されました。また、ドリームマップの作成については、今後も継続するように評価をされました。

4点目では、いじめの認知件数、解消率、不登校児童生徒の割合などの統計を見ると、改善傾向にあるとの判断は難しく、そのため、根本的な原因分析と、市民活動活性化担当部局等と連携し、コミュニティと共に取り組むことで改善を図るなど、より総合的なアプローチを求められました。

5点目では、道徳、人権教育は、各学校で質の高い事例研究の授業を行っており、今後も継続して取り組むよう求められました。

6点目では、生涯学習環境は、生涯学習課とNPO法人市民大学ちた塾の新しい協働の仕方によって、ガイドブック、コノハナを作成したことは大きな成果であると評価されました。

7点目では、学校支援に関し、学校ごとにそれぞれのニーズに沿って地域に存在する個々

の教育力を活用するなど取り組みはされているが、地域を代表するコミュニティ組織との連携を図った、学校支援の取り組みを期待したい、とされました。

8点目では、子どもの体力向上実践事業で、学校授業の成果として体力の向上が確認できたことは評価できる。今後は、地域の教育力をうまく活用し、地域の子どもたちは地域で、という取り組みを実践することを期待したい、とされました。

9点目では、地域スポーツの充実や総合型地域スポーツの推進は、地域の実情に応じた成果が上がっており、評価をするが、今後、高齢化が急速に進行している現状にどう対応していくべきかの検討を開始していくべきである。また、スポーツと健康管理は表裏一体のものであり、健康推進課との連携も検討するよう求められました。

10点目は、地域行事と学校行事との連携、若者支援地域協議会の立ち上げなど、地域との協働関係が順調に進んでいることは高く評価できる。青少年の健全育成、放課後子どもプランの推進については機構改革により、平成27年度から子ども未来部となるが、所管を超えた協働により成果を出すことが求められる。また、地域の指導者と可能な限り情報を共有し、相互に協力し合い目標の達成に向け取り組むよう求められました。

本日、この点検及び評価の案を協議し、承認されたものを最終報告書として、9月に議会に報告し、10月にホームページにて公表する予定をしています。

(質疑・意見)

岩見田委員長

学識経験者の意見の5番目で、各学校で質の高い事例研究の授業を行っており、とありますが、外部評価委員は、実際に道徳の授業に行ったのですか。

事務局(木村)

全部の学校ではありませんが、行っております。

小宮教育長

南粕谷在住の近田委員が、地区の学校での学校公開日に出かけて、道徳の授業を見えています。

(採決) 全員賛成、原案承認

(2) 議案第27号 平成28年度小学校新入学児童に係る通学距離による就学校の変更の受入児童数の範囲について(協議)

(説明) 勝崎学校教育課長

知多市教育委員会が定める、就学校の変更及び区域外就学申請許可基準についてで、区分番号3の通学距離による場合では、小学校に限り、あらかじめ、教育委員会が定めた、当該小学校への受け入れ児童数の範囲内において、新たに小学1年生に就学する児童などが、指定校より通学距離が短い隣接校へ就学を希望するときに、承諾できるものとする、と定めています。

小学校の新1年生は、就学するにあたって健康診断を受ける必要があります、この実施が10月から始まりますが、この就学時健診の保護者への案内にあわせて、就学校の変更等の許可基準、特に、通学距離による場合を周知していきたいと考えています。

受入児童数の範囲についてですが、新1年生児童見込数①欄は、現時点での実数です。クラス数②欄は、①欄の数字を少人数学級の定数35人で除して得たクラス数で、現時点での必要クラス数です。

最大人数③欄は、②欄の数値に、少人数学級の定数35人を乗じて得たもので、現時点のクラス数に対して、受入れ可能な児童数です。

残人数欄は、③欄の最大人数から①欄の新1年生児童見込み数を差し引いたもので、現時点での余裕人数です。

右端の受入れ児童数欄は、左の残人数欄の数値を考慮して決めたもので、新年度の1年生について、通学距離の短い隣接校への就学希望があった場合の、各小学校の受入れ児童数です。

新知小学校は、残人数29人ですが、区画整理事業後の、当該校区への年度途中児童数の増加などにより、また学校施設に余裕のないことを考慮して、就学校の変更基準にかかわらず、他校区からの受入れ児童数をゼロとするものです。

深谷委員

総児童生徒数は、減ってきていますか。

小宮教育長

少しずつ、減ってきていますが、極端な減りはありません。南部は減っていますが、北部は増えています。

深谷委員

南粕谷小学校と旭東小学校の人数は、確かに、少ないです。

小宮教育長

旭北小学校と旭東小学校の区域を見直すという手がありますが、コミュニティとの絡みがあります。

また、何年か先のことですが、南粕谷と旭東を一緒にして、以前の旭南小学校にすることを考える必要があるかもしれません。

(採決) 全員賛成、原案承認

## 6 その他

### (1) 生涯学習アドバイザー（社会教育委員）制度の見直しについて（報告）

(説明) 柴山生涯学習課長

次年度からの生涯学習アドバイザー制度について、今年度、見直しに取り組んでいきますので、制度の見直しイメージを報告します。

1の見直しの目的、概要ですが、社会教育委員、生涯学習アドバイザーのあり方、役割を明確にし、それぞれの目的に沿った会議運営、活動を展開しやすくするため、現行の生涯学習アドバイザー制度を見直し、その時期は、改選時期に合わせて、平成28年度からの実施を予定しています。

見直しの背景は、生涯学習アドバイザー制度は、平成21年度から実施し、地域の歴史を学ぶ地域検定事業を行った地域、アドバイザーが声をかけて地域でのサロン活動を行っている地域など、生涯学習の推進について、一定の効果と実績を挙げてきました。

しかし、地域コミュニティから推薦を受けた生涯学習アドバイザーについては、地域において、まだまだ認知度が低く、職務も十分理解されていません。地域での生涯学習に関する活動の実績をさらに積み重ねる必要があり、その具体的な活動を模索しているのが現状です。社会教育委員、生涯学習アドバイザーの目的に沿った会議運営や、具体的な地域で

の生涯学習活動を展開することが求められており、今回の見直しに取り組むものです。

2の見直しの内容ですが 現行制度においては、生涯学習アドバイザーは、社会教育委員が兼務していますが、社会教育委員と生涯学習アドバイザーの役割を明確にするため、兼務を廃止します。

また、生涯学習アドバイザーの地域での活動実績を積み上げ、地域での認知を深めるため、新規業務として学校支援ボランティアの地域の窓口として取り組んでもらいます。

併せて、名称についても、業務をわかりやすく表わすため、生涯学習アドバイザーを生涯学習地域推進員と改称するというのが、今回の見直し内容です。

3の委員の構成については、社会教育委員については、主に学識経験者を中心に、5人程度、生涯学習地域推進員については地域コミュニティから推薦のあった10人での構成を考えています。

なお、生涯学習アドバイザーを兼務している現行の社会教育委員の構成は14人で、その内訳は、学識経験者等4人、コミュニティ推薦10人です。

4の業務については、社会教育委員については、社会教育法第17条に記載のとおり、社会教育に関する施策等の諮問、意見、提案などを行ってまいります。

生涯学習地域推進員については、循環型生涯学習の実践として、知識や技術を持った地域の豊かな人材が、自らの学習成果を活かし、学校支援ボランティアやコミュニティ活動などに参加するなど、地域における生涯学習活動を推進するための業務を予定しています。具体的には、新規に学校支援ボランティアの地域の窓口としての役割を担うほか、総合型スポーツクラブの文化事業等の支援など、地域コミュニティにおける生涯学習事業の協力及び支援、放課後子ども総合プラン地区実行委員会への参加など、地域での生涯学習活動への取り組みを考えています。

5の見直しスケジュールについては、11月に、知多市生涯学習アドバイザーの設置等に関する要綱を改正して、また、コミュニティ連絡協議会における次年度生涯学習地域推進員の選出について、各コミュニティへの推薦依頼を11月に行う予定です。

(質疑・意見)

平松委員

新しい生涯学習地域推進員の業務には、総合型スポーツクラブ文化事業等の支援を含むとありますが、総合型スポーツクラブに関わるということではなく、文化事業に関わっていくということですか。

柴山生涯学習課長

総合型スポーツクラブについては、全地区整備されていません。ただ、実際には、佐布里地区などのように、総合型スポーツクラブとしながらも文化事業に力を入れている地区もあります。したがって、そのような地区への支援や協力を生涯学習地域推進員に依頼していくということですか。

今後、総合型スポーツクラブについては、全地区への整備に向けて、活動していますので、将来的には、総合型スポーツクラブの文化事業においても、支援や協力について、生涯学習地域推進員にお願いしていくことを考えています。

平松委員

文化事業を行わなければならないということではないですよね。行うとしたらということですか。

柴山生涯学習課長

はい、そうです。

岩見田委員長

佐布里地区が行っているような文化事業を行ってください、ということではなくて、必要があって、文化事業を行うようになったスポーツクラブがあれば、そのことについて支援をしていくということですか。

柴山生涯学習課長

基本的に、地域の文化事業というか、生涯学習事業について、協力していくという位置づけであり、地域コミュニティが行う、総合型スポーツクラブだけでなく、いろいろな文化事業がありますので、そこへの積極的な参加を依頼していきます。

平松委員

社会教育委員は報酬がありますが、生涯学習地域推進員はどうなりますか。

柴山生涯学習課長

生涯学習地域推進員は、会議に出席した場合に謝礼金をお渡しします。

平松委員

市が開催する会議ということですか。

柴山生涯学習課長

はい、そうです。

小宮教育長

両者を兼務していることで、自分の仕事が分かりづらいということが、懸案事項でした。別々にすることで、業務が明確になるということで、見直しをすることにしました。

また、業務にかかる研修を行うことで、どういうことを行えばよいか分かるようにしていくことを考えています。

竹内委員

生涯学習地域推進員は、熱意や人脈が必要になります。市民大学との連携も必要になると思います。また、学校支援ボランティアがありますが、学校からのボランティアの依頼が出てくると、推進員の仕事は大変だと思います。推進員への期待が大きくなりますので、推進員を支援することが必要です。場合によっては、自分が草刈り機を持って草を刈ろうとするかもしれない。市が推進員を支援することも必要になります。

松井教育部長

生涯学習地域推進員の業務は、ボランティアに近いものとなりますので、できる範囲内でのお願いになります。

## (2) 平成27年度学校給食残菜率(1学期)について(報告)

(説明) 勝崎学校教育課長

1学期の学校給食は、小学校、中学校とも4月9日から7月16日まで、67回実施しました。一覧表の上段が、今年度27年度で、下段が、昨年度26年度のデータです。

小中学校の全体平均では、4月から7月にかけて、徐々に残菜率が上昇する傾向にありますが、気温の上昇による食欲の低下によるものと考えています。また、1学期の平均は、昨年度より若干低く、1.92%となっています。

今後も、毎月実施している給食主任者会などを通じて、残菜率が減るよう各学校を指導するとともに、安心安全でおいしい給食の提供に努めていきたいと考えています。

(質疑・意見) なし

### (3) 平成27年7月準要保護者等の認定状況について（報告）

(説明) 勝崎学校教育課長

準要保護は、前回から今回までの認定は、小学校で5人、中学校で3人、取消しは、小学校で5人、中学校で2人でした。現在の認定者数は、小学校で327人、中学校で243人、合計570人です。

次の認定児童生徒の理由別内訳は、市町村民税の非課税または減免を受けているものの理由で、認定が4人、児童扶養手当の支給を受けているものの理由で、取消しが6人で、保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められるものの理由で、認定が4人、取消しが1人です。

要保護は、前回から今回までの認定は、小学校で1人、中学校で2人、取消しは、小学校、中学校ともありませんでした。現在の認定者数は、小学校で28人、中学校で26人、合計54人です。

特別支援教育は、Ⅱ段階で、前回から今回までの決定は、小学校で1人、取消しは、小学校で1人でした。現在の決定者数は、小学校で67人、中学校で16人、合計83人です。また、Ⅲ段階は、前回からの今回までの決定、取消しともありませんでした。現在の決定者数は、小学校で6人、中学校で4人、合計10人です。

就学援助認定者数の前年度との比較は、要保護の認定者数は、2人減の54人、準要保護は、27人増の570人です。

(質疑・意見) なし

### (4) 教育委員会後援事業について（報告）

(説明) 勝崎学校教育課長

前回の定例会から今回までに、項番1の第43回人権を理解する作品コンクールから項番9の中西圭三コンサートチタサウンドシャワーまでの9事業について、後援を承諾しました。

(質疑・意見)

岩見田委員長

6番目のファミリーの集いですが、主催者の実践倫理宏正会は、一般社団法人ですので、問題はないということで、よかったですか。

柴山生涯学習課長

実践倫理宏正会は、宗教団体でもなく、政治的な団体でもなく、一般社団法人ということですので、承諾しました。

## 7 自由討議

(1) 校長先生の姿勢について

岩見田委員長

私の教え子がPTA会長をしている学校で、学校の管理外の公園で、BB弾を撃って、



友だちのこめかみに当てた子がいる。当たった跡が赤くなっていました。そのことを学校へ言いに行ったところ、校長先生が、学校の管理下のことでないから自分たちで話し合っ  
て解決しなさい、と答えたそうです。その結果、PTAの学年集会を開くまでのことにな  
ってしまいました。

そのときに、子どもたちに対する学校の姿勢が、そのまま出てしまいます。知多の校長  
先生は、そういう人はいないと思いますが、ひとつボタンを掛け違えると、小さくて済む  
ことが、大きな問題に発展してしまうことがあります。

私にしてみれば、正当なクレームであって、それを撥ねつけたことがおかしいと言っ  
たのですが、一人ひとりの子どものことを大事にすると言っていて、事が起こったときに、学校の  
管理外のことだから知りません、と言ったら、相手は怒るに決まっています。そのような  
感覚に染まらないように気を付けたいと思いました。

## (2) 道徳教育、ストレスチェック及びアクティブ・ラーニングについて

道徳教育及びストレスチェックについては、澤田指導主事が別紙資料に基づいて説明  
し、アクティブ・ラーニングについては、阿部指導主事がタブレット端末を使って説明  
した。

## (3) 措置要求について

勝崎学校教育課長

地方公務員法第46条の規定に基づき、愛知県人事委員会委員長に対し、勤務条件に関  
する措置の要求がありました。

要求すべき措置としては、1点目は、月1回の衛生委員会の実施です。内容は、知多市  
では学校職員安全衛生管理規定を制定しているが、市内の学校現場では実質的な衛生管理  
が行われていない。中部中学校では平成24年4月から平成27年3月までの間に1度開  
催されたのみである。危険な勤務の状況を是正するために、衛生委員会等による適正な労  
働管理と法令に準じて月1度の衛生委員会の開催を求める、ということです。

2点目は、安全衛生教育の実施と長時間労働の是正です。内容は、知多市では学校職員  
安全衛生管理規定に基づき、中部中学校では教頭が衛生推進者に選任されているが、労働  
安全衛生法第10条で定められた衛生推進者が統括管理すべき業務を十分に行っておらず、  
労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項の是正は急務であるため、  
安全衛生教育の実施、長時間労働の是正を求める、ということです。

今後、取りまとめた回答に対して、市顧問弁護士の意見を仰ぎ、期日の8月19日まで  
に県人事委員会に文書で回答します。

岩見田委員長

本日は、措置要求が出されたという報告ですので、今後の状況については、追って、報  
告してください。

## (4) 9月の行事等予定表等について

勝崎学校教育課長

9月の行事等予定表に、追加又は変更した事項を説明した。

8 閉 会 午前11時19分 第9回定例会を閉会  
次回の定例会は、9月11日（金）午前9時30分からを予定  
知多市教育委員会会議規則第16条の規定により、ここに署名押印する。

平成27年8月7日

(委 員) \_\_\_\_\_

(委 員) \_\_\_\_\_

(教 育 長) \_\_\_\_\_

(教育部長) \_\_\_\_\_